慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランスにおける"GRAOUPES DE SOCIÉTÉS"法案の形成
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集 : 法学部法律学関係 (1983. 10) ,p.393- 412
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001-0393

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスにおける"GROUPES DE SOCIÉTÉS"法案の形成

宮島　司

一　はじめに——企業結合法の認知
二　フランスにおける会社グループ法案の形成
三　まとめに代えて

一　はじめに——企業結合法の認知

現代資本主義経済社会における複雑な会社網現象は、RODIÈRE 教授の著名な比喩[1]を借りれば、会社の分子構造の時代（l'ère moléculaire des sociétés）に到達していると評価される。

これは、かつて会社とは資本集約の機構として、社員がその実質的所有者であるとの前提の下に、社員こそが会社経営を把握し、当該会社の独立した利益において、いわば他の会社からは孤立した原子構造をもつものとして存在し規制されていたことと対置せしめる意図をもって用いられたものである。もちろん、このことはわが国に関しても同様であり、原子構造の会社の時代（l'ère atomique des sociétés）にとどまる限り、我々は原子としての会社それ自体の分析を行なえば足り、法制度としての会社法も単に会社の内部構造の規制により十分機能しえたのに対し、

内外の会社を廻る社会経済的状況の変化は、それに対応すべく会社の構造あるいは理念をも変質させるものとなってしまっている。すなわち、原子構造の会社を前提としつつも、各原子間の結びつきをも考慮し、その結びつきによる新たな分子たる会社網をもその考察の対象とすべき時代にさしかかったのである。我々の有する理念型としての会社とは、「社員の、社員による、社員のための（敷衍して当該会社のための）」それであったところ、現在における会社とは、極端に言えば、「グループの、グループによる、グループのための」一構成要素にすぎないそれとなってしまったのである。ドイツ(2)及びドイツ法を導入した新ブラジル会社法(3)を除き、他の諸国（日本を含め）の会社法制では、依然として前者の前提を基本的には採用しているため、法と現実との大きなギャップを免れがたい。

ところで、フランス会社法の基本的な構成原理(4)は、第一に会社の独立性（indépendance de la société）、第二に社員が構成する（社員）団体の内部における同質性（homogénéité du groupe que constituent les associés）であったところ、会社が他の会社と結合することによって生起する諸現象が、これらの基本原理と真向うから衝突せざるを得なくなったという現実が顕著に現われている。会社がグループを形成する意味、グループの存在意義は、たとえ、一定の会社の自治を各会社に認めるとしても、グループ全体の戦術にそれらは吸収せしめられ、各会社＝被支配会社の機能の中に干渉するというところにある。(5)ここにおいて、会社法のよって立つ基本原理として掲げた会社の独立性は全く形骸化の様相を呈することとなる。もちろん、法的主体者としての会社の独立性は維持されてはいるが、経済的に全く他の会社あるいはグループに従属するという意味において会社は独立性を有しえない。(6)このことは、第二の基本原理すなわち社員の同質性というところにも深く関わりを有するが故に無視することができない。社員の会社所有者としての同質性こそ、総会の最高機関性、株主平等原則の源泉であり、そしてそれら社員の構成する会社の固有の利益の源泉である。(7)社員の同質性なきところには、おそらく社員の利益の総和たる会社固有の利益は存在

しえない。会社の独立性は、法的主体者という点で意味を有するのと同時に、会社法上は、この固有の利益を有するか否かということをも意味すると考えなくてはならない。

しかしながら、現代の社会・経済的現実は、会社の独立性という点でもまた社員の同質性という点でも、法の理念とは全く異なることを教えている。(8) そして、こうした原理をその基礎に置くフランス現行会社法には現実に対処する力が既に存しえない。このことは、おそらくわが国についても同様に考えることができ、わが国における法人格否認の法理も万能ではなく、また理論的にも問題は多い。(9) フランス法上も、支配株の譲渡 (la cession de contrôle) に通常の株式譲渡とは異なる意味づけを行ない株主保護を図ろうとするものの、判例・学説ともに一致した方向を示すには至らず、(10) さらに債権者保護手段として破産拡張 (l'extention de la faillite sociale) の制度を用いるものの、これも適用要件、理論的基盤というところから問題は存する。(11)

経済政策的に必要、不必要の問題は別として、現にわが国の社会、経済がグループを中心に機能している限り、おそらくわれわれの有する会社像は、そしてそれに基づき制度化された会社法は時代遅れである。複雑に絡みあう会社網を規制するには極めて不十分である。

今次改正の準備作業の段階で、企業結合規制を必要とするか否かという法務省側の問に対して多くが肯定の答を提出したこと、あるいはヨーロッパ諸国における企業結合規制の形成に対する問題意識の昂揚など(12)はこれを如実に物語るものである。

本稿は、このうち特に、近時、立法化へ向けて努力のなされているフランス法のそれを検討することにより、ほぼ衆目の一致するところとなったわが国への企業結合法導入のための基礎研究の一助となることを意図するものである。

フランスは今まさに企業結合法の萌芽の時代である。「sociétés に関するフランス法の改正・近代化のための二段階すなわち一九六六年七月二四日法（会社法）と一九七八年一月四日法（民事会社に関する民法の修正）の後、第三段階は会社のグループ法であろう。」とした PLEVEN の言葉は印象的である。[13] 一歩一歩法典化に向けて進んでいるのがフランスの姿である。いかなる段階を経てフランス会社グループ法ができあがろうとしているのかを探ることは、企業結合法を有さず、数年来法制化がさけばれながらも公的な立場からはもちろん私案という姿でもこれが現われてこないわが国に対して、一つの意義を有するものと思われる。しかも、企業結合法の制定以前より広く支配契約により結合関係が生成・発展してきたドイツの現状[14]とは異なり、わが国も又フランスも支配契約は法上認知されず、現実にも存在しないわけであるし、結合が持株支配、金融支配、取締役兼任等の多様性をもって行なわれているとの事情から[15]、フランスにおいて発展しつつある会社グループ法案[16]がより参照されてしかるべきであろう。

（1） René RODIÈRE, LA PROTECTION DES MINORITÉS DANS LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, Rev. Soc., 1970, p. 243.
（2） 慶大商法研訳「西独株式法」四四一頁以下、同「西ドイツ株式法草案および理由書（一九六〇年）」三六一頁以下。
（3） Frank Wooldridge, Groups of Companies (The Law and Practice in Britain, France and Germany), p. 1. 新ブラジル会社法の条文については、中川和彦「ブラジル会社法」を参照。
（4） Jean PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, ANALYSE DU DROIT POSITIF FRANÇAIS ET PERSPECTIVES DE RÉFORME, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS (LIÈGE), pp. 141 et suiv., même auteur, LA SOCIÉTÉ ANONYME, Technique d'organisation de l'entreprise, pp. 38 et suiv.
（5） PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., pp. 141-142.
（6） 経済的に他の企業に支配されることが法の世界で問題にされるのは、まず、「支配（contrôle）」概念の把握との関連から導き出されねばならない。つまり、CHAMPAUD 教授によれば、支配は所有権の一属性であるとの前提の下に、「会社支配とは、会社企業の指導者として、会社財産の支配（所有者のようにそれを処分する権利）を保持することである。」とし、支配の本質を他人財産の処分権に求める（Claude CHAMPAUD, LE POUVOIR DE CONCENTRATION DE LA SOCIÉTÉ PAR ACTIONS, p. 161）。その理論的当否はひとまずおくとしても、支配が会社法に固有の制度（institutions propres—M. VANHAECKE, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, p. 25 の用語）に基づ

いて行なわれる会社財産の処分権とするならば、結合企業間において、ある会社が他の会社の会社財産の処分権を会社法に固有の制度に基づいて有するときには、両企業に一体性が認められることになってしまう。法人とりわけ商事会社の存在意義を、会社財産の独立性と結合のコンビネーションに求める CHAMPAUD (op. cit., p. 273) にとって、結合企業はその重大な侵害にあたるわけである。

(7) PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., p. 815.

(8) PAILLUSSEAU 教授は、支配株主 (actionnaires de contrôle) —その目的は会社を指揮すること—、少数派株主 (actionnaires de minoritaires) —彼らは権力は有しないが、しかしそれを分かちあうことはある—、金貸し株主 (actionnaires de bailleurs de fonds)—企業の債権者にすぎない—と三分類を試みる (LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., p. 145)。既に社員の同質性は失なわれている。独立性に関しては注（7）参照。

(9) 近時における体系だった研究として、江頭憲治郎「会社法人格否認の法理」がある。

(10) 当該箇所の説明に譲る。

(11) 当該箇所の説明に譲る。

(12) Guy KEUTGEN, Le droit des groupes de sociétés dans la CEE, pp. 105 et suiv. 参照。

(13) P. BÉZARD, Sociétés civiles の序文において René PLEVEN が述べている。

(14) Hans WÜRDINGER, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS EN DROIT ALLEMAND, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS (LIÈGE), pp. 187 et suiv. ドイツで集中の進んだ理由として、判例及び税オーソリティによる税的合同（仏語訳によると la fusion fiscale となっている）契約の承認を挙げる。そして、これが現行西独企業結合法における支配契約のオリジンであるとする。

(15) P. BÉZARD, L. DABIN, J.F. ECHARD, B. JADAUD, A. SAYAG, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS une politique législative, p. 20 では、グループは複数会社間の資本参加網なしには考えられないとする。フランスにおける極めて一般的な理解である。また、フランスの銀行の年次報告書中には、当該銀行を中心としたグループの結合形態として、持株による関係と金融による関係（矢印で示す）とを全く混ぜて示しているものも存在する（例えば、B・N・P (Banque nationale de Paris) の一九八一年一二月三一日の年次報告書など）。

(16) 本稿中、あえて会社グループ法あるいは表題のように“GROUPES DE SOCIÉTÉS”法としたのは、フランスでは右の用語法にほぼ統一され、しかも、“GROUPEMENTS DE SOCIÉTÉS”とは明瞭に概念上も区別されているからである。前者は、支配従属の概念に基づいて形成される企業間関係であるのに対して、後者は、“affectio societatis”すなわち対等者間における共同の意図に基づくそれである。(Les groupes et groupements de sociétés, ÉTUDE PRÉSENTÉE À L'OCCASION DU XXIIIe CONGRÈS NATIONAL, pp. 84 et suiv. 161 et suiv.)

二　フランスにおける会社グループ法案の形成

フランスにおいて、会社グループ法形成の動きが決定的となったのは、一九七〇年二月一九日国民議会(Assemblée Nationale) のクステ議員を代表とするU・D・R (UNION des démocrates pour la république) グループによるいわゆるクステ法案の上程に始まると言ってよい。(1)これを契機に、一般大衆、法律家、経済人の注意を喚起し、その後の多くのシンポジューム等の討論課題を提供する基盤となり、(2)後に続くクステの数次にわたる法案へと連らなること(3)となったからである。これらの詳細は後に述べるとして、一九七〇年の第一次クステ法案は何も突如として登場したわけでなく、その前段階として、フランスを廻る諸環境あるいは周辺の制度との関わり等いくつかの契機を既に保有していたのであって、その萌芽はさらに遡るといわなくてはならない。そこで、第一次クステ法案作成の経緯を、フランスを取り巻く環境を踏まえながら歴史的に観察してみることとする。

(一)　第一次クステ法案前の段階

いわゆる一国の経済に関する立法は、その国の歴史・産業・社会・経済体制により条件づけられるものである。この点、第二次世界大戦後、主として輸出を中心に経済が飛躍的に発展し、そのため国際競争力をつけてきたドイツと比較し、保護主義経済政策の下に生きることに慣れてきたフランスは、経済発展という意味において大きな遅れをとっていた。(4)そして、このことは、共同市場の創設、国際競争力強化のためのドイツにおける結合企業に対する税的優遇措置及び企業再編のための企業結合法の制度化と相俟って、さらなる経済力の差となってきたのである。(5)これらを歴史的に観察するとき、一九六五年における欧州共同体(E・C)の確定的誕生、ドイツ企業結合法の

形成という一つのエポックが、フランスからみて対外的な意味において会社グループ法の必要性を議論する契機を与えたことになるのである。もちろん、それ以前においても、親子会社における親会社への二重課税の禁止を定めた一九二〇年七月三一日税法、さらに、クステ法案における支配従属概念の原型ともなるべき規定を置いていた一九四七年一般会計プラン (le plan comptable général)[(6)] 等が存在していたが、これらはもっぱら国内の次元の問題としてであった。

ところで、フランスを廻る諸事情のうち、まず特筆すべきは、前述した一九六〇年西独株式法草案に始まる一九六五年西独株式法中における結合企業法制の新設である。既に、税オーソリティーにより承認されていた税的合同 (la fusion fiscale) ―従属会社が支配会社に統合され、そして支配会社がすべての利益をそこから受けるとき、従属会社はその利益の上に課税されない―契約をそのオリジンとする支配契約を中心としたドイツ企業結合法の創設は、初めて伝統的会社法原則から一歩踏み出し、支配契約あるときは財産不可侵の原則は廃されるとし、企業結合から生ずる会社間の経済的あるいは財産的一体性を正面から把え会社法の場面に登場させたものである。[(7)] そして、この画期的なドイツ企業結合法の誕生は、同時期に会社法改正を目論んでいたフランスにとって大きな圧迫となったのである。

そのことは、一九六六年四月二七日、上院が会社法第三〇七～三一二条（現行第三五四～三五九条）「親子及び参加」に関する法案の第一読会を持ったときに現われている。つまり、司法大臣が会社グループに関する政府の修正案を突如第三一二条 bis として提出したのである。そして、上院における第一読会の議論の後、同年六月一〇日下院（国民議会）の第二読会において、題材の新しさ、重大さからして必要な条文を短期間で制定することは極めて困難であることを理由として廃案とされた。[(8)] このようにして、第三一二条 bis は抑えられてしまったものの、司法大

臣は右の下院に対して「決して草案をあきらめず、近い将来立法化されることを期待する。」(9)と強い立法化の意図を示したのであった。

こうした事情から、結局のところ、伝統的会社法の基本構造をもった一九六六年七月二四日法が創設されたが、結合企業に関する「親子及び参加」の章も右の域を出ないものであった。

そして、こうしている間にも、フランスを廻る状況は変化してゆく。とりわけ重要なものは、オランダ・ロッテルダム大学の SANDARS 教授の手に成るE・Cのサンダース法案(サンダース・レポート)である。(10) このサンダース法案は、E・Cのヨーロッパ会社に関する第二指導案草案(11)を受けて企業結合法をもその内容としているが、その基礎はこの分野における唯一の立法例であった西独企業結合法であった。(12) しかし、このサンダース法案は、E・C構成国の指針となるべき性格を有するため、従属性・指揮の単一性・ヨーロッパ性をグループ定義の三要素となし、ドイツ法の如く支配契約に基礎を置く体裁を採らなかったことに大きな特色がみられる。(13) そしてこの特色は、常にヨーロッパ会社法への接近の努力を続けていたフランスにおいて、クステの採用するところとなったのである。

(二) クステの各法案

前述した通り、一九六六年七月二四日法の議決の時における司法大臣の約束(一九六六年六月一〇日)を受けて(14)誕生したのが三六ヶ条から成る第一次クステ法案(一九七〇年二月一九日)である。

いくつかの特筆すべき点を本稿の目的の範囲内で挙げてみよう。まず、動機の声明の冒頭にあるように、国内プラン及びヨーロッパ・プランにおける集中の緊急の必要性がそもそもの発端であること。(15) ねらいとしては、支配会社による支配の是認は、少数株主及び会社債権者への保障の下位に置く、すなわち右の保障があってはじめて支配

を承認することである。[16] そして、ドイツ法及びこれを導入したサンダース法案に大きく負っているが、フランスにおける事情の考慮及びヨーロッパ会社法との協力すなわち未来のヨーロッパ会社法の線にフランス法を方向づけるという意味においてサンダース法案により接近していることなどである。[17] こうした特色に対する評価は別稿に譲るとして、常にドイツに遅れをとるとして圧迫感を有していたフランスにとって、またE・C構成国の中心メンバーとしての自負を有するフランスにとって、グループ法形成への足がかりがようやくここに与えられたのである。

前述した通り、右の第一次クステ法案がフランス国内の諸方面に与えた影響は極めて大である。いくつかの具体的動きをみてみよう。まず、ときの司法大臣 René PLEVEN が一九七〇年一一月四日付でクステに宛てた手紙が存在する。その内容は、司法省は大いにこの問題に興味があり、下院の法務委員会を激励しつつ一九七一年以降に研究対象としてとりあげる旨のものであった。続く一九七一年六月九日、会計検査人及び公認会計士最高会議のディナー討論会の席上、司法大臣は、司法大臣として、グループによる経済発展とそこから生ずる利害関係人の利害の調整を基盤とした会社グループ法に関する基本的考えを示した。それによると、あまりに早急にはなすべきでないとの基本的意識から、PLEVEN 構想は二段階方式を採用する。第一段階では、司法権力による内容に対するコントロールのある契約によるグループを承認し、これに基づくグループ法を形成する。少数株主にはグループ化されたことの対価としていくつかの保障を認めつつ、支配会社の権限の範囲に関しては全く自由に合意に基づき決定しうる。従って、事実上のグループは法上認知せず、一九六六年会社法の厳格な規定に服することになる。これに対して、第二段階の構想は具体的にはなされなかったが、ヨーロッパ会社法の指導方向に向け、実態が明らかになったときにより厳格に制定されるべきであるとする。[18]

この PLEVEN 二段階構想は結局のところ即座には採用されることなく、第二次クステ法案（一九七三年四月二

日）[19]、第三次クステ法案（一九七四年八月一日）[20]が再上程されることになるのである。このクステの手に成る両法案は、第一次クステ法案と一字一句の相違もなく、そのねらいとしては、会社グループの効率よい運営と会社グループの利害関係人の保護にあるわけである。

そして、動機の声明まで一字一句相違しない右のクステ第一次、第二次、第三次法案は法文化されることなく取り下げられたものの、次に述べる第四次クステ法案（一九七八年六月二八日）[21]及び第五次クステ法案（一九八一年七月二日）[22]の礎石となっていった。

ところで、この第四次及び第五次クステ法案は、共に五九ケ条から成り全く同一内容である。しかしこの両法案は、前記三法案（第一次～第三次）とはその基本的構想において大きな相違があると思われる。すなわち、立法提案の動機としては前三者と同様グループ機能の円滑化と利害関係人の利益調整にあるが[23]、基本的構想に関してはドイツ法により近づいたと評価しうるからである。第一次、第二次、第三次クステ法案によれば、フランスの実情にそぐわないとして支配契約を基礎に置くグループ法の形式を採用しなかったのに対し、第四次及び第五次法案ではこれを中心に規制されてきたのである。もちろん、その他の項目はより詳細さを増したなど評価しうるが、一九七八年第四次クステ法案より以前の段階に発表されている一九七五年Ｅ・Ｃ会社法案の基本構想[24]（支配契約は考慮しないというサンダース法案と同様）にも合致しないドイツ法の流れに従ったことは、右の法案に対する理解をより困難にするものである。[25]

㈢ 周辺の制度との関わりから

次に、会社グループ法形成を側面から推し進めている周辺の制度に考察を及ぼしてみよう。このことは、例え

ば、前述したように、ドイツ企業結合法創設の基盤には、結合企業には税的優遇策が存在していたことなどからも明らかなように、当該国の税制度等が大きく立法に影響を及ぼすことが常だからである。[26]

① 税制度との関わり―グループ奨励に関して

フランス法上、過半数所有による親子会社概念の登場は一九六六年会社法上においてであるが、[27]税法上は既に一〇％保有を基準とした「母会社の特別税制（Régime fiscal spécial des《sociétés-mères》）」を有していた。右の制度は、一般税法（C・G・I）第一四五条に規定されているもので、母会社により受けとられた子会社からの利益配当と、その母会社の構成員にそれが再分配される時の二重課税を避けるためのものである。次に述べる「税的連結の特別制度（Régime fiscal spécial de《consolidation fiscale》）」の趣旨とは異なり、そもそも国家内レベルでも経済発展のためには集中が最も効果的と考えるフランスにとって、一〇％という低率に基準を置き、集中を促進する税制が置かれていたことは十分納得しうるものであるとともに、[28]第一次クステ法案第二条において、二五％という数字を従属関係の推定のための基準に採用したことは、ある程度この影響を受けたのではあるまいかと推測しうる。

そして次に、前述した「税的連結の特別制度」が、ヨーロッパ共同体形成後、そしてE・C法案、第一次クステ法案形成後の一九七一年一二月二四日に創設されたことも極めて興味深い。[29]母子会社ともフランス国籍であり、財産の混同がほとんど完全（九五％保有）であるような親子関係にあっては、子会社により実現された利益を母会社に連結させることによって、子会社は法人税を免れるというものである。この特別制度は、元来ヨーロッパ共同体の領域において拡大した経済の要求ないし国際商業のために効果を発揮する企業集中とグループの再構成をねらったものであるという点、[30]及び時代の先後の関係からみると、E・C法案には存在し、クステ第一次法案には存在しない「編入（intégration）」の制度をあえて税制度において加えたものと理解しうる点などに特色がみられる。「編入」

に関しては、既に第一次法案に対してはドイツ法及びE・C法案との比較検討において、多くの論者により指摘されているところであった。そして、第四次、第五次クステ法案において、この一人会社の承認にも似た編入の制度が登場してきたことは、右の「税的連結の特別制度」によって存立の基礎が既に与えられていたからに他ならない。(31)(32)「非常に高い程度に達しているグループに関する税法とクステ法案は、疑いなくこの第三段階（グループ法の形成）への前進に大きな貢献を果すであろう。」とするGUYÉNOTの言葉は、(33)現実的機能を果す税制度が立法にも大きな影響を及ぼすことを正面から認めたものである。(34)

② C・O・B (La commission des opérations de bourse) の役割―少数株主保護の関係から

一九六七年九月二八日法六七―八三三によって創設され、一九六八年より稼動するに至ったこのC・O・Bの主たる役割は、有価証券の市場の発展に貢献するよう証券所持人への通知のコントロールを介して少数株主の保護を図るものである。(35)そして、このC・O・Bと会社グループ関係の接点は、フランス会社法上グループ形成に最も役立ち、しかも問題の多い「支配株の譲渡」である。従って、ここでの主たる関心事は、グループ形成の際における少数株主保護とC・O・Bということになる。ところで、「支配株の譲渡」すなわち会社において権力を保有する者による保有株式の譲渡があった場合、少数株主としては、見知らぬ支配の下に以後置かれてしまう危機、支配株式は通常の株式より高価に売買され株主間の平等の破壊が生ずるなど不利益が多い。(36)そこで、この支配株の譲渡を通常の株式の譲渡と区別して取り扱うことはできないかとする考えが問題の出発点として登場し、会社の機能及び組織に直接関わるものとして支配株式の譲渡の操作の特殊性を考慮しうるかということで見解が対立していた。(37)これに対するC・O・Bの具体的な動きは、一九七一年年次報告において、明らかに少数株主にとって損害を生ずるような場合には退社権を認めるべきであるとの勧告がなされたこと、(38)及び一九七三年二月二七日の一般規定におい

て、支配株の譲渡は株主間の平等取扱いを尊重しつつ実行されなくてはならないとしたことが注目される。[39] これらは、時間的には第一次クステ法案の発表後ではあるものの、既にC・O・Bとしてはグループ形成の他の手段（部分出資、現物出資）の場合に、一九六八年以降監視権を使用して、交渉のゆくえを見まもりながら少数株主の不平等取扱いに対処してゆく方法をとっていたのであり、[40] その流れに沿っていたことは事実である。

C・O・Bのもう一つの動きとしては、一九七七年年次報告書において、独自の立場から立法提案をなしたことが注目される。[41] その基本的構想は、伝統的会社法の中での修正を基本に置き、その後に真のグループ法へ進むべきであるとする。C・O・Bの権限との関係から株主への十分な通知を中心的関心事としており、すべての株主が自らグループに属するか否かを知るためには、間接参加の概念と例えば三分の一を基準とした従属会社の概念を定義すべきであるとする。公的な立場からの一つの提案として、第一次、第二次クステ法案の発表後に、伝統的会社法の枠内で修正してゆこうとする右の主張は、結局のところ第四次、第五次クステ法案までの段階では影響を及ぼすことはなかった。

③　破産法等の役割―債権者保護の関係から

フランス法上、いわば法人格の分別を無視してグループ会社の財産単一という現実を直視した制度は、既に第一次クステ法案以前より破産法上存在していた。一つは、一九六七年七月一三日法第一〇一条における「破産拡張(l'extention de la faillite sociale)の制度」であり、他は、一九六七年九月二三日令における債権者による「訴求中断の特別手続(procédure spéciale de suspension provisoire des poursuites)」である。前者は、既に判例上もほぼ固まっていたグループ会社の資産の全体がある会社の負債の全体に答えるべきであるとする法理を採用したものであり、[42] 親会社の固有の利益において子会社の法人格を濫用的に使用した場合には、子会社の支払停止に伴ない親会社に対し

ても更生整理または清算整理を宣言することができるとするものである。(43) これに対し、後者の制度は必ずしもグループ会社に固有の制度とはいえないが、グループ関係にあるとき際だって効果を発揮する制度である。国家、地方経済に重大な影響を及ぼすような一定の企業の消滅にのみ適用あるものであり、一定の要件のもとに再建のための手続を定める。(44) 具体的にも、グループの存在を考慮して同一グループの他の会社の支払能力が当該会社を回復させうるような場合に適用されうるとした判例も存在し、グループのように利益の共同によって結びついている場合には有効な制度である。(45)(46)

いずれにしても、グループ自体に法人格が認められないにもかかわらず、グループが一つの財産単一体を構成し、グループ全体の資産がグループを構成する一従属会社の負債等に答えるとしているこれらの制度は、フランス法に独自の優れた制度であると言いうる。

「法人格の退化に対する司法の健全な反応である。」と CHAMPAUD の言うこれらの制度が、数次にわたるクステ法案の債権者保護制度、及びそれをこえてグループ会社の財産一体性という基本原理作成に大いに貢献したであろうことは当然である。

(一) PROPOSITION DE LOI sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires et du personnel, ASSEMBLÉE NATIONALE N° 1055.

(二) P.B. COUSTÉ, VERS UN NOUVEAU STATUT DES GROUPES DE SOCIÉTÉS, GAZETTE DU PALAIS, 1975 (1er sem.), p. 334. シンポジュームとしては、一九七一年レンヌ及びモンペリエにおいて Fondation Nationale pour le Droit de l'Entreprise によって開催されたものがある。また、Droit et financement des entreprises グループによる研究が存在し、これは第四次以降のクステ法案の基礎となったものである。DROIT et FINANCEMENT des ENTREPRISES, Rapport des Comités du VIe Plan 1971-1975.

(三) 最も最近のクステ法案は、一九八一年七月一日のものである。PROPOSITION DE LOI sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires, du personnel et des tiers, ASSEMBLÉE NATIONALE N° 25.

（4） P. KRSJAK, GROUPES DE SOCIÉTÉS EN DROITS FRANÇAIS ET ALLEMAND; EVOLUTION, GAZETTE DU PALAIS, 1975 (2e sem.), p. 485, P. WICKHAM, Concentration et dimensions, p. 195.

（5） 一九六五年、E・Cにおける重要二五産業会社の中で、一七社がドイツ、二社がフランスという程度であった。Robert SINAY, Vers un droit des groupes de sociétés, GAZETTE DU PALAIS, 26, 30 mai et 2 juin 1967, pp. 5 et 19.

（6） 「会計プランの規定の適用に関しては、一以上の会社に従属しあるいはその指揮の下にあるすべての会社は子会社とされる。」、また、「直接あるいは仲介人によって、ある会社が他の会社の中において指揮あるいは決定権を事実上実行する場合、後者は前者の従属の下にあるとみなされる。」とするものである。R. SINAY, La définition comptable de la filiale et le droit des sociétés, Rev. Soc., 1973, p. 230.

（7） Les groupes et groupements de sociétés, ÉTUDE PRÉSENTÉE À L'OCCASION DU XXIIIe CONGRÈS NATIONAL, op. cit., p. 222, H. WÜRDINGER, op. cit., p. 189.

（8） R. SINAY, Vers un droit des groupes de sociétés, op. cit., p. 4.

（9） J.O., ASSEMBLÉE NATIONALE, séance du 10 juin 1966, p. 196.

（10） 一九六六年一二月に発表されたこのレポートは、共同市場内の企業がすべての締約国内で同一の法形式を使用する可能性を有しうるよう会社法の基礎を提供するものである。Les groupes et groupements de sociétés, ÉTUDE PRÉSENTÉE À L'OCCASION du XXIIIe CONGRÈS NATIONAL, op. cit., p. 244.

（11） この前草案第二八条では、支配会社と従属会社間の従属関係の定義が検討事項としてあがっていた。

（12） Les groupes et groupements de sociétés, op. cit., p. 246.

（13） Les groupes et groupements de sociétés, op. cit., p. 348.

（14） クステ第一次法案の動機の声明三頁（ASSEMBLÉE NATIONALE, N° 1055）。

（15） 同動機の声明三頁。

（16） 同動機の声明四、五頁。

（17） 全体として、あるいはとりわけ外部株主の保護についてはドイツ法及びそれを範としたサンダース法案から導いているが、グループ法の最重要課題たるグループの定義については、ドイツ法のように二重の制度（事実上のグループと法上のグループに分ける）を採用しなかった。多くの論者の言うように、また動機の声明にもあるように、支配契約（contrat de domination）を法上のグループの要件とすることは、そもそもフランスには支配契約による結合という慣行はなく、支配契約は無効と考えられているところからふさわしくないとしたためである。ただ、このような契約の可能性のみは考えるとして加えてはある。動機の声明七頁参照。

　また、第一次クステ法案によるグループの定義は、従属の関係（le lien de dépendance）と統一指揮（la direction unique）であり、本文四〇〇頁に掲げたサンダース法案のそれとほぼ同一である（動機の声明五頁）。

(18) ALLOCUTION DE M. René PLEVEN, GARDE DES SCEAUX, MINISTRE DE LA JUSTICE AU DINER-DÉBAT DU CONCEIL SUPÉRIEUR DE L'ORDRE DES EXPERTS-COMPTABLES ET DES COMPTABLES AGRÉES, MINISTRE DE LA JUSTICE (Service de Press) に全文がある。要旨は、PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS (LIÈGE), pp. 184 et suiv.

(19) PROPOSITION DE LOI sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires et du personnel, ASSEMBLÉE NATIONALE N° 52.

(20) PROPOSITION DE LOI sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires et du personnel, ASSEMBLÉE NATION ALE N° 1211.

(21) PROPOSITION DE LOI sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires, du personnel et des tiers, ASSEMBLÉE NATIONALE N° 522.

(22) 前掲注（3）参照。

(23) 動機の声明三頁は、ヨーロッパ・プランと同様国家プランに基づく集中奨励の緊急の必要性こそが、集中の操作によって関わりを持つに至る企業の利害関係人の利益保護を図りながらグループの形成を容易にする方法の検討の場を作ったとする。

(24) L. DABIN, droit belge et européen des affaires, Tome II. E・C会社法第六条及び第二三三条参照。

(25) 動機の声明六頁、七頁によれば、従属関係の設定は参加 (Participation) あるいは契約 (Contrat) によりなされることが考えられ、この契約は、ドイツ法上いわゆる機関契約 (Organschaftsverträge、仏訳では contrats interentreprises 企業間契約) を入れたものであるとする。そして、このことは現在のフランスにおける経済及び政治システムにおいて、グループ形成自由の原則 (le principe de la liberté de constitution des groupes) の尊重をうたったものであるとする。

(26) J. GUYÉNOT, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, BANQUE N° 322, p. 913. グループによる経済発展を考えるとき、税法は刺激剤として機能すると述べ、さらに、フランスのグループ法は二つの枝、すなわち法秩序と税秩序に分かれるとさえ主張する。

(27) 一九六六年七月二四日法六六―五三七第三五四条以下。

(28) J. GUYÉNOT, LES ASPECTS JURIDIQUES ET FISCAUX DE LA CONSTITUTION DES FILIALES, BANQUE N° 319, p. 570, même auteur, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS; intérêts indépendants et techniques juridiques de protection, les petites affiches, N° 111, pp. 14 et suiv.

(29) 一九七一年一二月二四日法七一―一〇二五。

(30) J. GUYÉNOT, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., pp. 15 et 17. 第四次法案の動機の声明五頁。

(31) 動機の声明（第四次法案五頁）があえてこれらの税制度の存在を述べているのはこの現われである。

(32) Bernard JADAUD, EXPÉRIENCE FISCALES ÉTRANGÈRES (FRANCE), LES GROUPES DE SOCIÉTÉS (LIÈGE), op.

cit., pp. 371 et suiv. JADAUD は本文に述べた二つの税制を別の名称で呼ぶ。前者は親子会社（sociétés-mères et filiale）の制度、後者は全体連結利益（bénéfice consolidé global）の制度とする。その他、グループに関する税制として、部分連結利益（bénéfice consolidé partiel）の制度等も挙げる。

(33) J. GUYÉNOT, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., p. 18.

(34) 各会社の分別された法人格を考慮の外におき、その収益をグローバルな一体として構成する右の税制が諸法案の基礎の一つであることは事実である（第四次クステ法案の動機の声明五頁）。

(35) P. BÉZARD et P. CHAPOT, La commission des opération de bourse (C.O.B.) et protection des actionnaires dans les groupes de sociétés, Rev. Soc., 1982, N° 3, p. 482.

(36) J. PAILLUSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., pp. 145 et suiv.

(37) 最近のものとしては、D. ROUX, La spécifité des cessions de contrôle, Rev. Soc., 1980, pp. 53 et suiv. また、一九六八年一月一三日レンヌ控訴院判決（J.C.P. 1969-2-16122）を中心として詳細な議論を展開するものとして、J. PAILLUSSEAU et R. CONTIN, La cession de contrôle d'une société, J.C.P. 1969-1-2287.

(38) Commission des Opération de Bourse, Rapport au Président de la République, année 1971, p. 39.

(39) P. BÉZARD et P. CHAPOT, op. cit., p. 494.

(40) P. BÉZARD et P. CHAPOT, op. cit., pp. 484 et suiv.

(41) C.O.B., Rapport, 1977, p. 40.

(42) 数多くの判例があるがここでは立ち入らない。概略的には、親子会社は財産の単一体を構成するから、グループ全体の財産で債務の全体に答えねばならない。なぜなら、商事信用の要求がそれを求めるからであるとの基本的理解のもとに、まず、債権者は債務の支払請求をグループ内の他の会社になしうるとの法理が確立した。そして、次に会社の法的自治をも債権者との関係では無視し、支払停止におち入った場合には親会社の破産さらにはグループ会社全体の破産（faillite commune）さえ認めるに至ったのである。

(43) PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, analyse du droit positif français et perspectives de réforme, op. cit., p. 158, J. GUYÉNOT, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, les petites affiches, N° 110, pp. 15 et 16.

(44) l'ordonnance n° 67-820 du 23 septembre 1967 «tendant à faciliter le redressement économique et financier de certaines entreprises» という法令の表題からも分る。

(45) J. GUYÉNOT, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, BANQUE N° 322, pp. 919 et 920, PAILLUSSEAU, LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., p. 158.

(46) 一九七〇年三月一日 Lille 商事裁判所判決が有名である。

三　まとめに代えて

本稿では、主として、近時次々とフランスにおいて発表されたクステ議員等による“GROUPES DE SOCIÉTÉS”法案の形成過程を、まず第一にその歴史的な流れの中で国外からの影響を主として考慮しつつ観察し、次に周辺のいくつかの既存の制度との関わりという点から観察してみた。これは本稿が、現行フランス会社法の有する内在的問題点は一応考察の外におき、もっぱらいかなる外在的要因によって法の形成が行なわれつつあるかを求めるものだからである。いずれにしても、我々が願うよりははるかに強くその創設が待ち望まれていること、そして、我々の有する視点とは若干異なったところからその希望が出発しているのではあるまいかということである。すなわち、西欧諸国における企業結合法の有する意味とは、純粋に結合企業を廻る利害関係人とりわけ少数株主、債権者の利益保護のための一制度というよりは、むしろ国家経済発展のためのそれとして、よりよい機能を果たすべく期待され創設される性質を有するもののようである。(1) もちろん、それは、ヨーロッパの有する地理的、歴史的、社会的、経済的環境に大きく依っているからにほかならない。しかし、我々の有する会社法制としての企業結合法制に対する認識、すなわち中心的関心事としては、企業結合に足かせをはめることなくまた逆に促進するわけでもなく、要は、企業結合を廻る利害関係人の利益保護にある。各企業が法的独立性を有しながらも経済的には独立性を有さず結合することが、利害関係人に常に不利益となるということでない限り会社法上禁止することは許されず、ひるがえって、利害関係人に不利益の生ずるおそれのある以上、この社会に現に存在する企業結合を会社法の舞台の上に登場させるべきである。

しかし、それはフランスの立法過程に現われた如く国家経済的見地からの積極的意味(2)においてではない。我々に

とって、企業結合とは、経済法的には寡占・独占に通ずる悪しき存在として、そして会社法的には会社利害関係人に不利益をもたらす温床として考察され、国家経済のため促進されなくてはならない存在であるとして、これを法の場面において考慮することはなかった。孤立した島国であることから外貨にさらされる危険の少なかったことからくるのか、あるいはわが国の企業結合が元来自然発生的なものであったのに対し、フランスにおけるそれは周辺の制度からも明らかなように人為的—いわれるように法が産業（ここではグループ）を奨励する(3)—色彩を常に有していたという相違等からくるのであろうか。

いずれにしても、支配会社による従属会社に対する完全支配を法認しつつ、その対価として会社を廻る利害関係人の利益保護の制度を完備することは極めて困難な事柄である。しかし、フランス会社グループ法案がその根底に有する国家経済的見地からグループを奨励するという点は問題があるとしても、少なくとも、グループのよりよい運営—支配の完全法認へ進むかどうかは別として—と利害関係人の利益保護の調和的整備の態度は十分考慮に値いするものといわなくてはならない。

(1) P. BÉZARD, L. DABIN etc., LES GROUPES DE SOCIÉTÉS, op. cit., p. 150. ヨーロッパ会社法案の立法理由—グループの法的な存在が会社法上認められ、少数株主及び債権者に対するグループの存在の結果が規制のきっかけになるという事実は、競争的・経済的効果に関するグループの評価に何ら予断をもたらさない（すべきでないの意か）—を疑問視して、この中立性は全く表面的なものにすぎないと断言する。ヨーロッパ・プランからすれば、グループこそ共同のための大きな役割を果たすのであり、ヨーロッパ法案は国家の立法者よりもこの現象を認める強い理由がある。そしてさらに、ヨーロッパ・プランと同様国内プランでも、経営のよりよいテクニックであるが故に、グループは法的承認へと到達すると主張する。

(2) 前述してきたように、クステの各法案の動機の声明から明らかである。

(3) Jean LEBLOND, Une lacune importante dans la proposition de la loi Cousté sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires, GAZETTE DU PALAIS, 1971 (1er sem), p. 186. 会社に関するフランスの法は長官法 (le droit prétorien) であり、経験が要点を絞り込んで法が出来るのではない。従って多くの欠缺が法の中には存在してしまう。クステ法案もしかりとする。

こうしたフランス法に関する基本的理解をもってすれば、本文二(二)の最後（四〇二頁）に述べた「右の法案に対する理解をより困難にするものである。」ということはあるいはないのかもしれない。法案起草者は、こうした伝統的会社立法観に基づき、支配契約を中心としてグループが形成されることが、国家経済の発展にとって最も望ましいと考えたのであろう。